# ③ 外 務 省

法人名	独立行政法人国際協力機構(平成 15 年 10 月 1 日設立) <非特定>
	(理事長:緒方 貞子)
目 的	開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実
	施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に
	必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれら
	の地域の経済及び社会の発展若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経
	済社会の健全な発展に資することを目的とする。
主要業務	1 国際約束に基づく開発途上国への技術協力(研修員受入、専門家派遣等)。 2 国際約束に基づく有償資金協力の実施。
	3 国際約束に基づく無償資金協力の実施。 4 開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の推進。 5 移住者に対
	する支援、指導等。 6 技術協力等のための人材の養成及び確保。 7 緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与。 8 業務
	に関連する調査及び研究の実施。 9 国際緊急援助隊の派遣。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際協力機構分科会(分科会長:井口 武雄)
J 1 . ° 3 . °	法 人:http://www.jica.go.jp/
ホームへ゜ーシ゛	評価結果:http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/hyoka_21.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日~平成24年3月31日)

守省評価委員会による評価結果							
<b>氢压蛋</b> 目	H17	H18	第1期中期	H19	H20	H21	/ <del>**</del> <del>**</del>
評価項目	年度	年度	目標期間	年度	年度	年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	_	1. 外務省評価委員会は総
<項目別評価>							合評価自体について評
1.業務運営の効率化							定を付さない取扱いとし
(1)組織運営の機動性の向上	A	A	S	A	A	ハ	ているため、総合評価
(2)業務運営全体の効率化	A	A	A	A	A	ハ	には「-」を記入してい
(3)施設、設備の効率的利用	A	S	S	- 11	- 11		る。
(4)改正機構法の施行に向けた							2. また、外務省評価委員
準備				А			会では、平成21年度業
2.国民に対して提供するサービス							務実績評価から評定方
その他の業務の質の向上							法を変更している。詳細
(1)統合効果の発揮					A	ハ	な評価基準(手法)は第 2部第2節1(2)「評価基
(2)事業に関する横断的事項					А	ハ	
(3)各事業毎の目標							準等」を参照。
(7)技術協力					A	ハ	
(中)有償資金協力					А	ハ	
(ハ)無償資金協力					А	口	
(ニ)国民等の協力活動					А	口	
(ホ)海外移住					A	ハ	
(ヘ)災害援助等協力					S	イ	
(ト)人材育成確保					A	ハ	
(チ)調査及び研究					A	ハ	
(リ)受託業務					A	ハ	
(以下、(1)~(8)は平成 19 年度評							
価までの分類)							
(1)総論	А	А	А	А			
(2)技術協力	А	А	А	А			
(3)無償資金協力の実施促進	А	А	А	А			
(4)国民等の協力活動	А	А	А	А			
(5)海外移住	А	А	А	А			
(6)災害援助等協力事業	S	S	S	А			
(7)人材育成確保	А	S	S	А			
(8)附带業務	А	А	А	А			
3.予算、収支計画及び資金計画	А	А	А	А	A	ハ	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	_	A	ハ	
5.重要資産の譲渡等	А	А	А	А	В	ハ	
6.剰余金の使途	-	I	-	_	_	_	
7.その他業務運営に関する事項	_	-	-	_	_	=	
(1)施設・整備に関する計画	А	А	А	А	A	ハ	
(2)人事に関する計画	А	А	А	А	A	ハ	
(3)積立金の処分及び債権等の							
回収により取得した資産の取				А	A	ハ	
扱いに関する事項							
(4)その他必要な事項	А	А	А	А	A	ハ	

### 2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.24)(主なものの要約)

### (1)総合評価

### (全般的評価)

• 独立行政法人国際協力機構(JICA)の平成21年度業務実績については、JICAが「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行(20 年 10 月1日)による旧国際協力銀行(海外経済協力業務)との統合時に整備した組織及び業務の流れについて定着が進み、統合効果も発揮しつつあること等を確認し、総じて順調であると評価できる。

### (今後の業務において特に考慮すべき事項)

・ 我が国の平和と豊かさを維持していくためには、これまで以上に国際社会全体の平和と繁栄に貢献していくことが求められており、国際社会の課題を解決するために取り組む開発援助は、「慈善活動」ではなく我が国を含む世界の共同利益追求のために必要な「手段」である。その国際的な課題解決に取り組む最前線機関としての機構に対しては、技術協力から資金協力まで包括的な支援を提供できる機関としての国際社会からの高い期待に応え、より戦略的・効果的な援助を実施していくことが要請されている。併せて、国内の経済・財政状況が極めて厳しい中、国民への説明責任を果たすべく公正かつ効果的な組織・業務運営に取り組むとともに、開発援助の意義及び成果の発信等により、国民の理解、参加を促進していくべきである。

# (2)項目別評価

7. 現日別評価	(11.0		
評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営における機動性の向上	1(1)	<ul> <li>21 年度は、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、組織体制及び業務の流れの定着を図るべく、定期モニタリングを行うとともに、統合後初の国内機関長会議・在外事務所長会議も通じ、課題の把握と改善策の検討に努め、解決に向けた取組を行った。</li> <li>在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点事務の合理化に向けた取組を行った。</li> <li>海外拠点についてはシンガポールを廃止するとともに、海外拠点の配置及び体制の包括的な見直しについて、業務の実施状況等に基づき検討を進めた。</li> <li>国内機関については、21 年度末の利用実績は増加した。開発効果を高め、かつ地域の期待に応え、国際協力に対する国民の支持を得ていくといった国内機関の機能強化について、行政刷新会議の事業仕分けの議論等も踏まえつつ、今後の運営に反映させるべく検討を進めた。</li> </ul>	<ul> <li>21年度は、統合後の組織を一体的かつ効率的に運営・管理する観点から、定期モニタリングを通じ、課題の把握と改善策の検討に努めており、統合後の組織体制及び業務は順調に定着してきている。</li> <li>在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。</li> <li>海外拠点についてはシンガポールを廃止するとともに、海外拠点の配置及び体制の包括的な見直しについて、業務の実施状況等に基づき検討を進めた。</li> <li>国内機関については、21年度末の利用実績は増加しており、機関の機能強化や行政刷新会議の事業仕分けによる指摘を踏まえた施設の見直しの検討を進めている。</li> <li>今後もモニタリングにより課題を把握し、組織体制の定着に向けた取組を継続することが期待される。また、行政刷新会議の議論も踏まえ、国内・海外の拠点の配置適正化に向けた取組を加速させるとともに、保有施設等の見直しについては、広尾センターや研究所の機能の確保に留意する必要がある。</li> </ul>
統合効果の発揮	2(1)	<ul> <li>技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、開発効果の最大化を実現すべく、国・地域の開発課題を把握・分析を通じ各国の優先開発課題を明確にしつつ国別の援助実施方針を作成する等、国別・地域別アプローチを強化した。</li> <li>国別の援助方針の下、プログラム・アプローチを一層強化するため「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を作成し、重点的に戦略性を高めていく協力プログラムを選定の上、さらなる戦略性向上のための取組を行った。</li> <li>協力準備調査を実施し、協力プログラム及び個別案件の形成や迅速化に取り組んだ。</li> <li>このような取組の結果、技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策から実施まで、行政から草の根までを対象とし技術・資金を複合的に活用した包括的な支援の促進による開発効果の増大等、統合のシナジー効果が発現してきている。</li> </ul>	<ul> <li>技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、開発効果の最大化を目指し、各国の優先開発課題を明確にした国別の援助実施方針を作成する等、国別・地域別アプローチを強化した。</li> <li>国別援助実施方針の下、プログラム・アプローチを一層強化するために、「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を作成し、重点的に戦略性を高めていく協力プログラムを選定し、さらなる戦略性向上のための取組を行っている。</li> <li>協力準備調査の導入により、政府への調査実施提案から貸付契約まで1年半を切る案件やひる案件が出てきている。</li> <li>技術協力の成果を資金協力で拡大する試みや、政策から実施まで、行政から草の根までを対象とし技術・資金を複合的に活用した包括的な支援の促進による開発効果の増大等、統合のシナジー効果が発現してきていることが確認された。</li> </ul>
事業に関する横断的事項	2(2)	事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法全体として整合性	なと • 事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するため、3つの援助手法全体で整合性のある評価手法を確立して運用を開始し、ほぼ全て

の事後評価を外部評価化したことを確認した。     引続き、客観的な評価を継続するとともに、開発効果向上のため評価結果や教訓が着実に反映される仕組を明確にし、相手国政府等との間でも評価結果や教訓が共有されることを期待する。     など      NGOとの連携については、NGO-JICA協議会を通じ、効果的なパートナーシップのあり方や寄附金事業について検討を行った。     草の根技術協力事業については、21 年度第1次補正予算による政策増に着実に対応した。     など	のある評価手法を確立し、運用を開始した。また、ほぼ全ての事後評価を外部評価とするとともに、事業評価の活動について、外部有識者事業評価委員会に報告し助言を得た。 ・新しい事業評価体系及び事業評価結果のわかりやすい形での対外的な説明・理解促進を図ったほか、データベースやセミナーを通じて評価結果の活用促進に引続き取り組んだ。 ・NGOとの連携については、NGO-JICA協議会を通じ、効果的なパートナーシップのあり方や寄附金事業について検討を行った。 ・草の根技術協力事業については、21 年度補正予算(第1号)による政策増に着実に対応し、NGO等の要望を可能な限り反映させた形で迅速に制度設計を行い、18 年度比3割増の案件を実施するとともに、複数年度契約の導入等事務手続きの改善を図り、事業費上限金額の見直しに着手した。	2(3)	国民等の協力活動
・平成21年度の国際緊急援助隊の派遣においては、事前に派遣した調査チームによる機動的な情報収集・調整やチャーター機を利用した効率的な隊員・資機材の輸送により、被災地において迅速かつ円滑に救援活動を実施した。特に、インドネシアでは、初めて救助チームと医療チームを同時に派遣する等、極めて優れた実績を挙げた。	<ul> <li>・21 年度の国際緊急援助隊の派遣(うち、救助チーム1件、医療チーム3件)においては、事前に派遣した調査チームによる機動的な情報収集・調整やチャーター機を利用した効率的な隊員・資機材の輸送により、被災地において迅速かつ円滑に救援活動を実施した。</li> <li>・インドネシアでは、これまでの研修・訓練等の成果により、初めて救助チームと医療チームを同時に派遣した。</li> </ul>	2(3)	災害援助等協力

- 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)
  - 本法人の主要な事務及び事業に関する勧告の方向性(平成 18 年 11 月 27 日)の「第8 在外強化の取組の促進」において、「国内人員が在外人員を上回っている現状を踏まえ、現場主義の強化を図る観点から、次期中期目標期間内で取り組むべき目標を設定した上で、国内人員の在外へのシフト等在外強化の取組を一層促進するものとする。」と指摘したところである。この指摘等を踏まえて、現行中期計画では、「開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。」としている。しかしながら、在外事務所の定員数をみると平成 19 年度(定員数 456 人)、20 年度(同 413 人)、21 年度(同 413 人)と20 年度に 19 年度定員から定員数が減って以降、変化は見られず、国内の定員数が在外の定員数を上回っている状況にある。

評価結果では、現場(海外拠点)の機能強化について、「在外主導については、海外拠点の強みを踏まえた役割分担に向けて、業務フロー等の点検及び改善、海外拠点の事務の合理化に向けた取組を行った。」などと評価が行われているが、在外事務所の定員数の適切性について評価が十分行われたとは言い難い。

今後の評価に当たっては、当委員会の上記の指摘を踏まえ、在外事務所で行うべき業務内容を検証した上で、それに基づき、在外事務所の定員数の適切性について評価を行うべきである。

• 本法人については、行政刷新会議による事業仕分け(第1弾・第2弾)において、①国内施設の運営費、②調査研究の経費(JICA研究所を含む。)、③技術協力、研修、政策増等の経費、④人件費、旅費、事務費、業務委託費等、⑤有償資金協力、⑥取引契約関係、⑦職員宿舎が対象となり、その評価の結果は①から④は、「事業規模の縮減(見直しは不十分)」、⑤は、「審査機能の強化」、⑥は、「事業規模の縮減。密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、しっかりした情報公開義務付けを前提とする。」、⑦は、「事業規模の縮減(事業の廃止を含めた検討)」とされたところである。(注)

貴委員会の平成21年度業務実績評価は、上記の事業仕分けの評価の結果も踏まえた上で行われたものと承知している。今後の評価に当たっても、事業仕分けの評価の結果等を踏まえた本法人の取組について、より適切な評価を行うことを期待する。

(注)上記の行政刷新会議による事業仕分けの評価の結果は、全て事業仕分け(第2弾)におけるものである。

法人名	独立行政法人国際交流基金(平成 15 年 10 月1日設立) <非特定>
	(理事長:小倉 和夫)
目 的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい。2 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。3 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。4 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。5 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る)。6 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究。7 1~6の業務に附帯する業務。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際交流基金分科会(分科会長:建畠 哲)
ホームへ゜ーシ゛	法 人:http://www.jpf.go.jp/j/ 評価結果: http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikin_21/index.html
中期目標期間	5年(平成19年4月1日~平成24年3月31日)

## 1. 府省評価委員会による評価結果

1日日 画女女女による日 画相不							
評価項目	H17 年度	H18 年度	第1期中期 目標期間	H19 年度	H20 年度	H21 年度	備考
<総合評価>	_	_	_	_	_	_	1. 外務省評価委員会は
<項目別評価>							総合評価自体につい
1.業務運営の効率化に関する事項	_	_	_	_	_	_	て評定を付さない取
(1) 業務の合理化と経費節減	A	A	A	А	А	ハ	扱いとしているため、
組織運営における機動機 効素機							総合評価には「一」を
(2) 加州建省における城勤は、効平は の向上	Α	Α	A	Α	Α	ハ	記入している。
(3) 業績評価の実施	А	А	A	В	В	ハ	2. また、外務省評価委 員会では、平成 21 年
2.国民に対して提供するサービスその他の							度業務実績評価から
業務の質の向上	_	_	_	_	_	_	評定方法を変更して
(1) 国際文化交流に係る外交政策を踏	А	А	А	A	А	ハ	いる。詳細な評価基
まえに争業の美胞			A	A	A		準(手法)は第2部第2
(2) 効果的な事業の実施	Α	Α	A				節1(2)「評価基準
(3) 国民に対して提供するサービスの	Α	Α	A	Α	Α	ハ	等」を参照。
5虫1匕							
(項目別評定)		I .					
(4) 文化芸術交流の促進	A	Α	A	Α	Α	ハ	
(5) 海外における日本語教育、学習の	Α	Α	Α	Α	Α	口	
さが 支援   支援   海外日本研究及び知的交流の促							
(6) 准 (6) 海外日本研究及び知的交流の促 (	Α	Α	A	Α	Α	口	
国際な法性報の収集・提供及び国							
(7) と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	Α	Α	A	Α	Α	ハ	
(8) その他	A	A	A	A	A	ハ	
(9) アジア大洋州地域	A	A	A	-11	-11		
(10) 米州地域	A	A	A				
(11) 欧州・中東・アフリカ地域	A	A	A				
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A		
4.短期借入金の限度額	_	_	_	_	_	_	
5.重要な財産の処分	_	_	_	A	_	_	
6.剰余金の使途	_	_	_	_	_	_	
7.その他省令で定める業務運営に関する事							
項	_	_	_	_	_	_	
(1) 人事管理の為の取り組み	A	Α	A	A	Α	ハ	
(2) 施設・設備の改修、運営	A	В	A	A	А	ハ	

- 2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.8.24)(主なものの要約)
- (1)総合評価

### (総合評価に至った理由)

• 平成 21 年度の独立行政法人国際交流基金の業務実績全体を総括すれば、主要な中期的数値目標の達成に向けた効率化・経費節減、中期計画に沿った各事業分野の事業実施、外務省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会による平成 20 年度業務実績評価の指摘事項を踏まえた改善努力等、総じて順調な取組が行われたと評価できる。また、年度途中の 11 月に行われた行政刷新会議事業仕分けや、新設の契約監視委員会に適切に対応したことも評価できる。

# (2)項目別評価

評価項目	(1との 関連	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
<b>業務運営の効率化</b> 業績評価の実施	1(3)	• 国際交流基金は、次の方法により自己評価を実施。	• プログラムの事後評価では、評価指標と外部専門家による評価を行い、客観性の確保に努め、

		① 事業担当部署によりプログラム評価を実施。② ①の結果について、外部専門家に評価を依頼。 ③ ①、②の結果を集約し、外部有識者からなる「国際交流基金評価に関する有識者委員会」に諮り、基金の自己評価内容等について意見を求め、基金の自己評価の妥当性を点検。  • 外務省評価委員会の平成 20 年度業務実績評価における各種指摘について、例えば以下のとおり、順次対応を行っている。 ① 職員への「職場環境調査」アンケートの継続実施とそれを受けた管理職研修など、人事管理制度の運用改善。② 拠点機関助成における、助成対象機関の状況に応じた、より効率的・効果的な援助内容の検討。  • 専門評価者及び「評価に関する有識者委員会」の中には、基金と類似の事業を行う他の文化交流団体関係者を含めた。	事前評価ではガイドラインを策定し各事業部門で定義・考え方の統一を図るなど、プログラムの事前・事後評価は順調に実施された。あわせて評価手法の調査研究を進め、得られた知見を踏まえて事業効果測定の検討を開始しており、中期計画の実施状況は順調である。 22 年度は、アウトカム指向の評価実施に向けた取組を含め、事業効果を測定するプロジェクトを着実に実施し、得られた成果により評価手法を改善していくことを期待する。(ハ)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 日本語能力試験	2(5)	・ 平成 21 年度には、海外各試験実施地の現地 試験実施経費について、ほぼ受験料収入で賄 うことが可能となった。受験料収入のみで賄えな い実施地は1都市のみであり、基金の負担額は 計 82 千円(平成 20 年度は、3都市(計 445 千円))であった。 また、現地の収支が黒字となり余剰金が発生した場合は、基金に還元を求めており 21 年度は 755 百万円(20 年度は 235 百万円)の還元。 ・ 平成 21 年度から、本試験を7月にも実施し、例 年実施している 12 月の試験と合わせ、年2回実施した。 ・ 海外において日本語試験を 52 か国・148 都市で実施し(平成 20 年度は 50 か国・141 都市)、 555,849 名(同 390,624 名)が受験。	年複数回の実施、試験実施地の増加、年少向 けインターネット試験の運営等により、受験者数 の大幅増加と受益者負担の適正化による経費 の効率化を達成した。外部専門家からも良好な 評価を受けており、計画を上回って順調な状況 にあり、優れた実績を挙げていると評価する。 (ロ)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 知的交流の促進	2(6)	<ul> <li>中期計画による重点化方針に基づき、米国(事業実績額が知的交流事業全体に占める割合52.5%)、中国(同19.1%)、韓国(同2.7%)に重点化して実施。</li> <li>日米交流強化のためのイニシアチブの一環として、有カシンクタンクとの連携事業等の具体化策を実施した。また、地理的・歴史的関係の深いアジア・大洋州地域としての共通の課題解決のための議論を深める事業、中東・アフリカとの知的対話を深めるための会議の開催・中東グループ招へい等、地域特性に応じた事業を実施した。</li> </ul>	外交上、知的交流・対話の必要性が特に高い東アジア(中国・韓国)及び米国を対象に、将来的にネットワークの構築への寄与が期待できるキーパーソン及び機関との交流や支援を行っており、これらプログラムの外部専門家からの評価も良好である。事業の実施状況は、計画どおり順調である。日本への関心、研究効果、後に続く研究者への影響は長期的スパンで現れるものであり、今後も計画的に実施を継続する必要がある。また、20 年度実績評価では、シンポジウムやグループ招へいについてさらに効果的な広報を行うよう指摘があったが、いまだ不十分と思われるため、22 年度における実施を期待する。(ハ)

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

### [個別意見]

- 本法人の実施するフィルムライブラリー充実(本部)事業については、会計検査院の平成 20 年度決算検査報告で、前払い上映権付きフィルムについて、①利用が低調で前払い上映権料を多数失効させている、②一回も上映されずに前払い上映権料の全部を失効させていたフィルムについて契約更新して、新たに前払い上映権料を支払っているなどの事態が生じており、改善の必要があるとの指摘を受けたところである。これについて、21 年度末現在における前払い上映権付きフィルムの使用実績や残存回数、同年度における同フィルムの契約更新の状況等の詳細について業務実績報告書では言及されておらず、また、評価結果においても、同フィルムの状況についての認識が十分に明らかにされていない。今後の評価に当たっては、前払い上映権付きフィルムの使用実績や残存回数、同年度における同フィルムの契約更新の状況等についても業務実績報告書で言及させた上で、これについての貴委員会の認識を評価の結果において明らかにすべきである。
- 本法人については、行政刷新会議による事業仕分け(第1弾・第2弾)において、①運営費交付金、②運用資金、③日本語国際センターの設置運営、④海外日本語教師を対象とする日本語研修、⑤関西国際センターの設置運営、⑥外交官・公務員を対象とする日本語研修、⑦日本語能力試験が対象となり、その評価の結果は、①、②は、「見直しを行う。」、③から⑥は、「当該法人が実施し、事業規模と国費は縮減(自己収入の拡大、人件費の見直し等)」、⑦は、「当該法人が実施し、事業規模は維持(国費への依存から一日も早く脱却)」とされたところである。貴委員会の平成 21 年度業務実績評価は、上記の事業仕分けの評価の結果も踏まえた上で行われたものと承知している。今後の評価に当たっても、事業仕分けの評価の結果等を踏まえた本法人の取組について、より適切な評価を行うことを期待する。